

## 2・2 大気汚染防止対策

### 2・2・1 船舶の排ガス規制

2005年5月、船舶の排ガスに起因する大気汚染の防止を目的とする海洋汚染防止(MARPOL)条約附属書VIが発効し、窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)および硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)・粒子状物質(PM)の排出に関する規制が開始された。その後、2008年10月に開催された国際海事機関(IMO)第58回海洋環境保護委員会(MEPC58)において同条約附属書VI改正が採択され、NO<sub>x</sub>規制については、2011年から1次規制値より15.5%~21.8%削減する規制値を導入(2次規制)すること、およびNO<sub>x</sub>排出規制に係る特別海域(NO<sub>x</sub>-ECA)においては2016年から同80%削減する規制値を導入(3次規制)することとなった。

#### 1. 技術関連規定の検討

MARPOL条約附属書VIの規定により、SO<sub>x</sub>排出規制に関して、一般海域で使用する船舶燃料油の硫黄分濃度は、2020年からは3.5%から0.5%以下へ規制が強化されることが2016年10月のMEPC70において合意された。日本国内においても、燃料油規制強化への対応に向けた技術的対応等を官民で検討する会議が立ち上がっており、関係者間で情報を共有し、意見交換を行っている。

2018年2月の第5回汚染防止・対応小委員会(PPR5)において、硫黄分規制の統一の実施のための新たなガイドラインを作ることが合意され、その骨子が作成・承認された。

#### 2. 排出規制海域(ECA)指定に関する動向

ECA域内を航行するためには、NO<sub>x</sub>低減のための脱硝装置の搭載、SO<sub>x</sub>低減のための低硫黄燃料の使用等の措置が必要になることから、IMOにおいてECA指定提案を行う場合には、指定による健康影響・生態系影響に加えコストへの影響等を総合的に検討してECAの範囲を慎重に定めるとともに、MARPOL条約附属書VIに定められた指定基準を満たす十分なデータを提供する必要がある。

2010年3月のMEPC60において、米国およびカナダの沿岸200海里(北米海域)をNO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>およびPMのECAに指定するMARPOL条約附属書VIの改正提案が採択された。2011年7月のMEPC62において、米国カリブ海域(米国自治連邦区および米国領ヴァージン諸島周辺海域)をECAに追加指定する同附属書VI改正案が採択された。

2017年7月のMEPC71において、バルト海および北海海域を新たにNO<sub>x</sub>のECAに指定する附属書VI改正案が採択された。